

# 会議室利用のご案内

境港管理組合

境港管理組合では、みなとさかい交流館3階にある会議室（81㎡）の貸出を行っています。

事前に電話にて空き状況をご確認の上、別紙「鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用申込書」を提出していただき、審査後に利用可能の旨を文書にて通知します。

審査基準、利用料金等は次の通りです。

## 1. 審査基準

下記の各号に該当しないこと

- (1) 公の秩序を乱す、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められること。
- (2) みなとさかい交流館の施設設備・展示物をき損、若しくは汚損するおそれがあると認められること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第二号に掲げる「暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」の利益になると認められること。
- (4) 寄付の勧誘の行為、署名活動、物品の販売を行うおそれがあると認められること。

## 2. 利用料金

- (1) 30分につき500円の利用料金を徴収します。利用時間が30分未満であっても、500円を徴収します。準備と片付けの時間も含めてご申請ください。  
（参考…45分利用の場合、1000円となります）
- (2) 70歳以上の方、要介護者等がご利用になる場合は利用料金の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

## 3. 支払方法

「納入通知書・領収証書」をお送りします。金融機関にてお支払いください。

Wi-fi 設備：あり

利用時間：午前8時30分～午後5時

休館日：12月29日～翌年1月3日

お問合せ先：境港管理組合（電話：0859-42-3705）